

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目

6-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下「影響要因」という）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表 1.6-1 に示すとおりである。

表 1.6-1 影響要因の抽出

	影響要因の区分	影響を及ぼす内容
	細区分	
工 事 中	現況施設の解体及び新建築物の建設	粉じんの発生、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	掘削等の土工	地下水位の変化、地盤変位、廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	新建築物の存在	地盤変位、景観の変化、風害・電波障害の発生、日照への影響、緑地等の出現
	事業活動（新建築物の供用）	大気汚染物質の排出、廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	事業活動（新建築物関連車両の走行）	温室効果ガスの排出、交通安全への影響

6-2 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 1.6-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 1.6-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 1.6-3 に、選定しなかった理由は表 1.6-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、地盤、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、風害、日照障害、電波障害、安全性及び緑地等の計 12 項目である。

表 1.6-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中				存在・供用時		
	細区分	及び現況施設 の解体 建設	掘削等の土工	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	新建築物の存在	事業活動 (新建築物の供用)	事業活動 (新建築物関連車両 の走行)
(1) 大気質	浮遊粒子状物質	-	-	●	●	-	-	-
	二酸化窒素	-	-	●	●	-	●	-
	粉じん	●	-	-	-	-	-	-
(2) 騒 音	建設作業騒音	-	-	●	-	-	-	-
	工事車両騒音	-	-	-	●	-	-	-
(3) 振 動	建設作業振動	-	-	●	-	-	-	-
	工事車両振動	-	-	-	●	-	-	-
(4) 低周波音	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 悪 臭	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) 水質・底質	-	-	-	-	-	-	-	-
(7) 地下水	-	-	-	-	-	-	-	-
(8) 地形・地質	-	-	-	-	-	-	-	-
(9) 地 盤	地下水位	-	●	-	-	-	-	-
	地盤変位	-	●	-	-	●	-	-
(10) 土 壌	-	-	-	-	-	-	-	-
(11) 植 物	-	-	-	-	-	-	-	-
(12) 動 物	-	-	-	-	-	-	-	-
(13) 生態系	-	-	-	-	-	-	-	-
(14) 景 観	地域景観	-	-	-	-	●	-	-
(15) 人と自然との 触れ合いの活動の場	-	-	-	-	-	-	-	-
(16) 文化財	-	-	-	-	-	-	-	-
(17) 廃棄物等	建設系廃棄物	●	●	-	-	-	-	-
	事業系廃棄物	-	-	-	-	-	●	-
(18) 温室効果ガス等	温室効果ガス	●	-	●	●	-	●	●
	オゾン層破壊物質	●	-	-	-	-	-	-
(19) 風 害	ビル風	-	-	-	-	●	-	-
(20) 日照障害	日 影	-	-	-	-	●	-	-
(21) 電波障害	テレビジョン放送電波等	-	-	-	-	●	-	-
(22) 地域分断	-	-	-	-	-	-	-	-
(23) 安全性	交通安全	-	-	-	●	-	-	●
(24) 緑地等	緑地の状況	-	-	-	-	●	-	-

表 1.6-3 環境影響評価の項目として抽出した理由

環境要素	時 期	選 定 理 由
(1) 大気質	工事中	・現況施設の解体に伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考えられる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。
	供用時	・熱源施設の稼働に伴い排出される二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。
(2) 騒 音	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
(3) 振 動	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
(9) 地 盤	工事中	・掘削等の土工に伴う地下水位への影響が考えられる。 ・掘削等の土工による周辺地盤の変位が考えられる。
	存在時	・新建築物の存在（建物荷重）による周辺地盤の変位が考えられる。
(14) 景 観	存在時	・新建築物の存在による地域景観の変化が考えられる。
(17) 廃棄物等	工事中	・現況施設の解体、掘削等の土工及び新建築物の建設に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・事業活動に伴い発生する事業系廃棄物による影響が考えられる。
(18) 温室効果ガス等 （温室効果ガス）	工事中	・新建築物の建設、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
	供用時	・新建築物の稼働及び新建築物関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
(18) 温室効果ガス等 （オゾン層破壊物質）	工事中	・現況施設の解体によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
(19) 風 害	存在時	・新建築物の存在によるビル風の影響が考えられる。
(20) 日照障害	存在時	・新建築物の存在による日影の影響が考えられる。
(21) 電波障害	存在時	・新建築物の存在によるテレビジョン放送電波障害等が考えられる。
(23) 安全性	工事中	・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・新建築物関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
(24) 緑地等	存在時	・新建築物の存在（緑化）による緑地等の出現が考えられる。

表 1.6-4(1) 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
(1) 大気質	供用時	・新建築物は、事務所主体の建物であるため、新建築物関連車両台数は周辺の幹線道路の交通量と比べて少なく、かつ公共交通機関の利便性の高い場所に立地することから、新建築物関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考えられる。
(2) 騒 音	供用時	・新建築物は、事務所主体の建物であるため、新建築物関連車両台数は周辺の幹線道路の交通量と比べて少なく、かつ公共交通機関の利便性の高い場所に立地することから、新建築物関連車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考えられる。

表 1.6-4(2) 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
(3) 振 動	供用時	・新建築物は、事務所主体の建物であるため、新建築物関連車両台数は周辺の幹線道路の交通量と比べて少なく、かつ公共交通機関の利便性の高い場所に立地することから、新建築物関連車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考えられる。
(4) 低周波音	工事中	・著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・著しく低周波音を発生する施設を設置しない。
(5) 悪 臭	工事中	・悪臭を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・廃棄物保管庫からの排気については、必要に応じて脱臭装置を設け建物外部への臭気漏洩防止に努めるため、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
(6) 水質・底質	工事中	・工事に伴い発生する濁水は、沈砂槽を経て公共下水道に放流するため、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
	供用時	・汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
(7) 地下水	工事中	・工事に伴い発生する濁水は、沈砂槽を経て公共下水道に放流するため、地下水への影響は小さいと考えられる。
	供用時	・汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
(8) 地形・地質	工事中 存在時	・事業予定地内に重要な地形・地質は存在しない。 ・事業予定地における建物の建替えであり、大規模な土地の改変は行わない。
(10) 土 壤	工事中	・事業予定地の地歴から、特定有害物質は存在しないと考えられる。 ・過去に現況施設において使用されていた特定有害物質（PCB）については適切な保管がなされており、漏洩等の事故はないことから、特に問題となることはないと考えられる。
	供用時	・特定有害物質は使用せず、また、ダイオキシン類を排出する施設は設置しない。
(11) 植 物	工事中 存在・供用時	・事業予定地及びその周辺には、保存すべき貴重な群落及び種等は存在しない。 ・事業予定地には緑地はほとんどなく、周辺にも高層ビルが建ち並び、人間活動の影響を強く受けた地域であることから、事業による影響は小さいと考えられる。
(12) 動 物		
(13) 生態系		
(15) 人と自然との 触れ合いの活動の場	工事中 存在・供用時	・事業予定地及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。
(16) 文化財	工事中 存在時	・事業予定地内には指定文化財は存在しておらず、周辺地域については、事業の実施による指定文化財の現状変更等は計画していない。 ・工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。
(22) 地域分断	工事中 存在時	・本事業は、大名古屋ビル、ロイヤルパークイン名古屋の街区を一体化し、駅前にまとまった広さの街区を形成する一方で、事業予定地内の貫通通路の整備により歩行者ネットワークを形成する。このため、事業の実施による地域の分断はないと考えられる。
(23) 安全性	工事中	・事業予定地内にある道路のガス管等埋設物は、現況施設解体工事前に各管理者により切り回し工事が行われ、供用されていない状態となる見込みであるため、危険物等は存在しないと考えられる。